

達増拓也岩手県知事へ「ごみ焼却施設で放射能により汚染された廃棄物(牧草等)を  
焼却処理することに関する要望と質問書」を提出、その回答とコメント一覧表

提出日 2015年1月28日(1月15日に案文提出)

回答日 2015年1月28日

提出13団体(賛同17団体は後記)

三陸の海を放射能から守る岩手の会(盛岡市)世話人 永田文夫 岩手有機農業研究会(岩手県)代表 福本敏  
クランボンの会(盛岡市)代表 島津勢津子 春を呼ぶ会(盛岡市)代表 吉田みゆき 無限洞(盛岡市)代表 日野岳唯照  
イーハトーヴ雫石を守る会(雫石町)代表 嘉糠くに子 はかる会(矢巾町)代表 菊池明子  
子どもに豊かな未来とふるさとを残す会(宮古市)代表今村正 放射能から遠野のわらすっ子たちを守る会(遠野市)代表前角地秀幸  
お産と地域医療を考える会(花巻市)代表 新田史実子 放射線被曝から子どもを守る会・いわて(金ヶ崎町)会長菅原和博  
金ヶ崎放射能測定室(金ヶ崎町)代表 菅原和博 子どもたちの未来を考えよう平泉の会(平泉町)代表遠藤セツ子

ごみ焼却施設で放射能により汚染された廃棄物(牧草等)を焼却処理することに関する要望と質問書

日頃震災復興並びに県民の福祉向上のためご尽力頂き感謝申し上げます。

私たち市民団体は福島第一原発事故により環境へ放出された放射性物質による汚染物を焼却処理することについて疑念を持ち、2013年1月28日達増知事へ質問状を提出し、同年2月12日回答を得ましたが納得できず、その後国へ質問主意書を提出しました。しかしその回答は放射性物質の環境拡散防止について科学的根拠を示そうとはしていません。この間県内では汚染物の焼却処理が各地で行われ、際限なく広がってきております。現在、県内では岩手玉山環境組合、北上市清掃事業所などで汚染物の焼却処理に関する焼却場周辺の住民説明会が行われ焼却の方向で進んでいます。一方滝沢村や一戸町では埋設が行われているとも聞いております。

医師を中心とする宮古市民の調査研究\*<sup>1)</sup>によると「焼却物中放射性セシウムの約2割が灰に回収されておらず、焼却炉の風下に位置する校庭等で異常な空間線量率の上昇が認められる」とする報告があり、廃棄物資源循環学会で発表されています。英国環境医学会報告書\*<sup>2)</sup>では焼却により発生する人体に危険な超微細粒子はバグフィルターで除去できないとあります。台湾英文論文集に掲載\*<sup>3)</sup>された研究によるとバグフィルターによる微粒子の捕捉は使用開始やふるい落とし後集じん効率が悪くなることを報じています。また、福島県鮫川村における環境省の試験焼却公開データにより、放射性セシウムの回収率が53%~78%の範囲にあることがわかりました。国が言う99%除去は、一定の粒径以上のダストで、しかも順調な定常運転時におけるものであり、セシウムの物質収支を考慮に入れない恣意的な回収数値であることが明らかになっております。

このような、実態を知るにつけ、本県においてこのまま焼却処理を継続してよいのか、国民や岩手県民を今以上の放射能汚染から守り、子孫により良い環境を引き継ぐために今行う最良の方策は何かを考えていかなければいけないのではないのでしょうか。

「いわて環境王国宣言」の具現化が今岩手県に問われています。つきましては、以下要望書のご検討と、私たちの疑念に対する後段の質問にお答え頂きたくお願い申し上げます。なお質問事項には、昨年頂きました知事宛質問状回答への再質問も含まれております。

- \* 1) <http://sanriku.my.coocan.jp/C6-4.pdf>
- \* 2) [http://www.bsem.org.uk/uploads/IncineratorReport\\_v3.pdf](http://www.bsem.org.uk/uploads/IncineratorReport_v3.pdf)  
[http://blog.goo.ne.jp/flyhigh\\_2012/e/fdf5d250fb06da26bdd09f0943dc339f](http://blog.goo.ne.jp/flyhigh_2012/e/fdf5d250fb06da26bdd09f0943dc339f)
- \* 3) [http://aaqr.org/VOL12\\_No5\\_October2012/30\\_AAQR-12-03-0A-0071\\_1030-1036.pdf](http://aaqr.org/VOL12_No5_October2012/30_AAQR-12-03-0A-0071_1030-1036.pdf)

### 放射能汚染物の焼却処理に関する要望書

要 望	回 答	コ メ ン ト
<p>1) 焼却処理は大気や周辺汚染、焼却灰による水質汚染など放射能を拡散させます。 焼却ではなく、そのまま保管もしくは、土壌埋設、メ</p>	<p>資循第476号 平成27年1月28日</p> <p style="text-align: center;">岩手県環境生活部長 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">職印</span></p> <p>ごみ焼却施設で放射能により汚染された廃棄物(牧草等)を焼却処理することに関する要望及び質問への回答について</p> <p>平成27年1月15日に要望及び質問のありました事項について、下記のとおり回答します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 放射能汚染物の焼却処理に関する要望書に対する県の見解について</p> <p>(1) 焼却処理以外の処理方法の検討について</p> <p>牧草等の農林業系副産物については、長期間にわたる放射性物質を適切に管理する観点から、焼却施設、</p>	<p>県知事宛要請書を提出したが、環境生活部長からの回答になっていた。</p> <p>要望書と質問書への見解・回答が同じ文書として記載されていた。1.は要望書への見解である。</p> <p>1) <u>焼却処理以外の処理方法の検討をしたかどうか</u>については回答がなく、国が進める焼却処理と焼却灰を埋設する方式が妥当という回答であっ</p>

<p>タン発酵による減量などの方法の検討をお願いします。スケジュール優先はせず慎重に審議してください。</p> <p>2) その上で県民、地域住民への丁寧な説明会を開催し、納得と理解を得た上で放射能汚染物の処理処分を実施していただきたくお願いします。</p> <p>(以上)</p>	<p>最終処分場を適切にモニタリングしながら、焼却灰の放射性物質濃度が一定程度以下になるよう混合焼却し、その焼却灰を管理型最終処分場で埋立処理する手法が妥当と考えております。</p> <p>(2) 県民への説明会等について</p> <p>県としては、市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）が焼却処理を行う場合の住民説明会において、当該市町村等の求めに応じて担当職員を派遣し、焼却処理の安全性等について説明をすることとしております。</p>	<p>た。要請時のやりとりでは「埋設については広大な敷地が必要、地権者の了解が必要だ、メタン発酵についてはまだそんなに行われていない」といった回答があった。しかし、選択肢について県の会議において正式に検討されたとの回答はなかった。</p> <p>2) 県民への説明については、この事業はあくまでも「市町村及び一部事務組合の事業」という受け止め方であり、求めに応じて焼却処理の安全性等について職員を派遣し説明しているとのこと。</p> <p>私たちの今回の質問に対して、県からは排ガス中セシウム測定について科学的に納得できる説明をもらえなかったが、これで市町村の人たちを納得させることができるのであろうか。</p> <p>「国が安全というから安全」というのでは県の主体性が欠けていると言わざるをえない。県民を守る姿勢がまず第一ではないのか。今回の放射能汚染は<u>国の安全行政の不始末により起こされた大事故によるもの</u>だったことを再確認してほしい。</p>
---	---	--

質 問	回 答	コ メ ン ト
<p>I. 2013年1月28日私たちが提出した「一般（産業）ごみ焼却施設で放射能汚染された廃棄物(がれき)を焼却処理することに関する質問書への回答」（同年2月12日付）について</p> <p>① IIの2)の質問「・・・また各処理施設における放射性セシウムの除去率、捕捉微粒子の最小径をお知らせ下さい。」これに対し「各施設での放射性セシウム除去率や捕捉微粒子の最小径については把握していないが、上記1のとおり、バグフィルター等が設計除去性能を満たし、・・・」とのことですが、その後除去率や捕捉微粒子の最小径が分かったならばお知らせ下さい。また回答にある「設計除去性能」について各事業所のものをお知らせ下さい。各事業所のバグフィルター等のメーカー名、除塵性能、送風量などの規格をお知らせください。</p> <p>② IIの2)の別添2資料において、岩手玉山環境組合の除塵方式はバグフィルターと記載されていましたが、実際は電気集じん機でした。再度正確なものの提示をお願いします。</p> <p>各事業所の汚染物の焼却予定量と焼却量、また周辺の風配図があればお知らせください。</p>	<p>2 放射能汚染物の焼却処理に関する質問書に対する県の回答</p> <p>Iについて</p> <p>① 国立環境研究所の研究によると、焼却処理に伴うばいじんの平均粒径は数十<math>\mu</math>m程度であり、バグフィルターではサブミクロンの粒子径までカットできるとされていることから、適切に捕捉できるものと認識しています。</p> <p>なお、各施設における設計除去性能、バグフィルター等のメーカー、除塵性能及び送風量については、直接、当該施設管理者に照会願います。</p> <p>②岩手・玉山環境組合の除塵方式については、御指摘のとおり電気集塵機であることから、<b>別紙1</b>のとおり訂正します。</p> <p>なお、電気集塵機の場合においても、環境省が実施した実証試験の結果、適切にばいじんを捕捉できることが実証されており、また、平成26年10月に同組合で実施した農林業系副産物の試験焼却において</p>	<p>2は質問書への回答</p> <p>Iについて</p> <p>① この回答の粒径分布根拠資料を後日受領したが、これはばいじんの一分析例であり、全ての焼却炉の排ガスの粒径分布とはみなすことができない。また国環研の研究かどうかは不明であった。「基礎エアロゾル工学」養賢堂によると燃焼ガス粒子の粒径は0.002～0.1<math>\mu</math>mの範囲にあるとなっている。このように燃焼ガスの微粒子の粒径範囲は条件により異なっているようだ。県内の事業所のフィルタや操業条件については事業所へ尋ねてほしいとのこと。なぜ公開できないのか。</p> <p>② 訂正したものを受領。</p> <p>「電気集じん機でも適切にばいじんを捕捉できると実証されている」とある。しかし、「ナノ粒子安全性ハンドブック」（日刊工業新聞）には「ナノ粒子の捕集には電気集じん機は適さない。ろ過集じんを推奨する」とある。</p>

<p>③ IVの1)「クリアランス基準(100Bq/kg)については、廃棄物を日常の生活を営む場所で安全に再利用できる基準として定められた・・・との補足がありました。しかし旧原子力安全・保安院の解説冊子*a)には「・・・放射性廃棄物として適切に処分する必要があるものと、普通の廃棄物として再利用や処分ができるものを区分する基準を「クリアランス基準」と呼んでいます。」と記載されており処分基準と読み取れます。加えて「クリアランス基準を満たしている廃棄物がどのように処分、あるいは再利用されようとも・・・一般公衆への影響が年間10<math>\mu</math>Svの放射線量以下になるよう設定されている」とあります。このことは指定廃棄物の放射性セシウム基準8000Bq/kg以下のものを埋設処分するとクリアランス基準の最大80倍になり年800<math>\mu</math>Sv(0.8mSv)まで被ばくを強要されることとなります。国の埋設処分基準は矛盾しており</p>	<p>も、排ガス中に放射性物質が検出されず、適切に処理が行われているものと認識しています。</p> <p>県において把握している各事業所の汚染農林業系副産物の焼却量(平成26年10月末時点)は別紙2のとおりですが、焼却予定数量に関しては所管する各自治体に、周辺の風配図は直接当該施設管理者に照会願います。</p> <p>③ 環境省の見解では、原子炉等規制法に基づくクリアランス基準(100Bq/kg)については、廃棄物を日常の生活を営む場所で安全に再利用できる基準であり、一方、放射性物質濃度8,000Bq/kg以下の廃棄物の処分基準については、管理型最終処分場に安全に埋立処理できる基準とされており、両基準の間には矛盾はないものと考えます。</p>	<p>環境省の電気集じん機試験は信頼性に欠ける排ガス測定を行い不検出だから問題なしとする無責任なものだ。別紙2から焼却済み量は大東(牧草約2074トン)、宮古(牧草約367、ホダ木約1894トン)、岩手・玉山(牧草・ホダ木各約1トン)、胆江(牧草約420トン、ホダ木約73トン)、遠野(牧草約616トン)2014.10.31現在。花巻、八幡平、葛巻、紫波、矢巾は焼却処理を終了となっている。</p> <p>③ クリアランス基準制定当時、埋設処分を念頭に制定されたことがわかる資料を提示したのだが、認めようとせず「再利用基準」とし、3.11後定められた埋設処理基準8000Bq/kgと差別化を図り理屈つけようとしている。3.11前は100Bq/kg、以降は8000Bq/kgとはあまりに人々を愚弄する基準だ。原子力政策はこのように自分たちの都合のよい解釈を平気で繰り返し原子力安全神話を振りまきその結果が今回の福島原発大事故だ。今度は「放射能安全神話」のキャンペーンにより</p>
--	---	---

おかしいのではないのでしょうか。原子力施設からの廃棄物処分基準より80倍も緩い基準が放射能汚染地に突然押し付けられたことに、県として国へ申し入れてほしいと願っています。見解をお知らせください。

\*a) 関係箇所を添付します

④ IVの3)「数百年に渡る埋立場や保管所の表示やその管理はどのように計画されているのでしょうか。」との質問に対して「・・・指定区域として指定、公示し、形質変更を行う場合は知事に対し事前に届出を行うことになっています。」と回答がありました。放射性廃棄物が埋設されるようになった現在その旨未来世代へ伝える表示と三百年程度は開発行為を禁ずるなど厳重な管理が必要と考えられますが見解をお知らせください。

⑤ 資料1について、測定結果が黒塗りで公開されましたが、公開を求めます。資料1～資料5まで頂ましたが、その後の測定結果を同様にお知らせ願います。

## II. 放射能汚染物焼却処理による放射性セシウムの回収収支について

①福島県鮫川村で高濃度放射能汚染物の仮設焼却炉を環境省が設置し、試験操業が始まっています。そのデータにより放射性セシウムの

④ 最終処分場を廃止するまでの管理等については、環境省で検討が進められていることから、県としてはその動向を注視することとしています。

なお、放射性物質に汚染された廃棄物を処理した最終処分場については、環境省が示した『特定一般廃棄物・特定産業廃棄物関係ガイドライン』に従い、設置者が管理することとされています。

⑤ 平成25年2月8日田付け回答書添付の資料1の黒塗り部分は、市町村等から報告を求めていることから、記載事項がないことを示すために当該部分を着色したものです。なお、平成24年9月15日以降における市町村等の測定結果については、**別紙資料**のとおりです。

## IIについて

① 本県では環境省が実施中の本焼却処理の妥当性を判断する立場がなく、回答はできません。

国民が再度だまされてしまいそうだ。県からおかしいことはおかしいと国へ疑問を言うことも大切なことなはずだが・・・。

④焼却灰等の埋設管理については環境省で検討が進められているという。どの部門でどのように進められているのだろうか。国会で問い糺すことも必要であろう。高度の専門性が要求される問題であり、設置市町村だけに責任を負わせてよいのだろうか。県土を守るためには県独自の埋設規制基準を定めておくべきではないか。

⑤ 黒塗り部の理由は了解した。平成24年9月15日以降における市町村等の測定結果については、詳しく丁寧な資料を頂いた。これについては、焼却場や最終処分地のモニタリングデータについて年次推移などを調べ今後考察してみたい。

## IIについて

① 鮫川村での試験焼却のデータに

収支を計算した結果、約25%が大気環境等に漏れ出していることがわかりました（平成25年8月の試験）<sup>\*a)</sup>。この件について国（環境省）へデータを示し質問し確認しましたがこの計算結果<sup>\*b)</sup>を否定することなく「趣旨が明らかでなく答えは困難」という回答でした。さらに今年3月～5月のデータ<sup>\*c)</sup>を基に計算<sup>\*d)</sup>すると22%～47%まで大気環境等に漏れだしていることがわかりました。これらの事実をどう思われますか。計算方法がおかしいのならばそれをご指摘お願いします。その場合放射性セシウムの回収収支を正確に求めるにはどうするとよいか方法をお示しお願いします。

②2012年秋に発行された「ナノ粒子安全性ハンドブック」（日刊工業新聞社）には、現在出回っている代表的なバグフィルタ用ろ布7種の初期集じん率（回収）が記載<sup>\*e)</sup>されており、人体に有害な径200ナノmの微粒子について約11%～85%になっていました。国が主張する放射性セシウム99.9%回収はこの点からも無理があるのではないでし

なお、放射性セシウムの収支に関する見解については、廃棄物の投入と排出に時間差があり、同一の物質の変化としては比較できないなどの課題があり、両推計の差をもって放射性物質が大気中に放出されたと論ずることは、妥当ではないと考えます。

② 国立環境研究所の研究によれば、焼却施設内の放射性セシウムは、焼却炉内で800度Cに熱せられ気体状となるものの、集塵装置前の冷却装置において200度C前後に冷却され、塩化セシウムとして固体化し飛灰に付着することから、バグフィルターで

ついて、「放射性セシウムの収支について投入と排出との時間差があり、これらの値から大気中に放出されたと論ずることは妥当でない」との見解が示された。要請時この点について論議になった。牧草や焼却灰に含まれる放射性セシウムの濃度の正確性、そしてその重量測定の正確性これは否定できないこと。これにより焼却炉に入ったセシウムのBqと焼却灰に付着して出たセシウムのBqこの差が大気へ出た（ごく一部炉内に残っている可能性があるが）と考えるのが普通である。この考え方には時間差も考慮し試験3日間の総量で考えている。

不正確な焼却排ガスのセシウム濃度測定だけで大気に出ていないとする考えのほうが妥当性を欠いている。より正しいのは物質収支であろう。

② 現実に使用されているバグフィルターの試験結果を基に問うたが答えず、国立環境研の論を根拠に主張している。実際の専門機関の試験に基づくデータこそ尊重されなければいけ

ようか。見解をお願いします。

\*a)

[http://www.vill.samegawa.fukushima.jp/data/doc/1375945306\\_doc\\_1\\_1.pdf](http://www.vill.samegawa.fukushima.jp/data/doc/1375945306_doc_1_1.pdf)

\*b) 添付します。

\*c)

[http://shiteihaiki.env.go.jp/pdf/q5\\_samekawa\\_kasetsu\\_unntenn\\_situation\\_1406.pdf](http://shiteihaiki.env.go.jp/pdf/q5_samekawa_kasetsu_unntenn_situation_1406.pdf)

\*d) 添付します。

\*e) 添付します。

### Ⅲ 排ガス中放射性セシウムの測定について

① 測定はろ紙と水によりセシウムを捕捉し行われています。国の検出限界値はセシウム137について2ベクレル/m<sup>3</sup>とされているようです。このことは2ベクレル/m<sup>3</sup>以下は不検出になります。送風量を増すことや一般ゴミとの混焼割合を調節することによりフィルター前においても容易に不検出にすることができます。おかしいと思いませんか、見解をお知らせ下さい。

② 国は排ガス中放射性セシウム測定方法の科学的根拠（ドレン水にセシウムがどれだけ移行するか）を示すことができないでいます  
\*a)。測定方式の信頼性に関し疑義があります。国立環境研究所の大迫政浩氏（環境省災害廃棄物安全評価検討会座長）の作成スライド\*b)の19「排ガス試料のサンプリング方法」において「吸

適切に捕捉できるものとされています。

### Ⅲについて

① 混合焼却の割合は、効率的な焼却と焼却後に発生する焼却灰の放射性物質濃度を一定基準値以下に抑えるため設定しているものです。また、焼却施設の送風量は、焼却施設内での燃焼効率や焼却量等に応じた適切な運転管理上の観点から制御しているものです。

② 上記Ⅱ②のとおり、放射性セシウムは固体化し、ろ紙に捕捉されるものと考えられます。

ない。「放射性セシウムは800度で気体になるが、フィルター前で200度に冷却され個体化し飛灰に付着するからバグフィルターで捕捉できる」とある。200度Cに冷却されたならセシウムは全てが0.3μm以上の粒子に吸着されて存在するとする科学的根拠を示さずにこのようなことは言えない。0.3μm以下の微粒子に付着しバグフィルターを通過するものがあると考えるのが常識的であろう。（高性能バグフィルターでは粒径0.3μmまで99%捕集できる）

### Ⅲについて

① 排ガス中の放射性セシウムの検出限界値は、風量や混焼割合を増すことにより容易に達成できる値で緩すぎるがどうかと問うている。混焼の目的や送風量について尋ねたものではない。回答になっていない。

② 円筒ろ紙（0.3μm粒子を99.9%捕集）で全セシウムが捕捉されるという。「ナノ粒子安全ハンドブック」によるとナノ粒子の分布の粒径のピー

収びんで検出された例はない」と記載されています。廃棄物資源循環学会で大迫氏はドレン部測定方法の根拠を示すデータがないことを認めています。これではろ紙に捕捉された0.3μm以上の粒子に吸着されているセシウムのみ測定をしていることとなります。0.3μm以下の微粒子を捕捉できないこの測定方法はおかしいと思いませんか。

- ③ 排ガス中放射性セシウムの測定に科学的信頼性が無い以上、焼却に伴う放射性物質収支を調べた調査検討に科学的信頼性をおくべきであり、2割前後の放射性セシウムの収支が取れないとする研究や資料の結果を重視する必要があると考えますが、見解をお知らせ下さい。

\* a) <http://sanriku.my.coocan.jp/131205Q&A.htm>  
b) [http://www.nies.go.jp/chiiki/houshano\\_seminer\\_files/06%20osako\\_haikibutsu.pdf](http://www.nies.go.jp/chiiki/houshano_seminer_files/06%20osako_haikibutsu.pdf)

#### IV 放射能の危険性について

- ① 放射性物質は微量でも危険という米国科学アカデミー報告書（BEIRVII2005年6月30日）が公表されています\*a)。焼却場周辺の人々をはじめ県民に余計な被曝をさせない慎重さが求められるはずですが、見解をお知らせください。
- ② ウクライナ政府緊急事態省発行「チェルノブイリ事故から25年 Safety for the

- ③ 本県でも御指摘の研究論文等は承知しており、これに対する見解は、II①の回答のなお書き以下に記載のとおりです。

#### IV (①～③) について

国（環境省）では、放射性物質に汚染された農林業系副産物の焼却処理の妥当性や放射性物質の被ばく防止対策等について、ICRPなど国際機関の見解や、外部有識者で構成される「災害廃棄物安全評価検討会」、「環境回復検討会」「放射性物質汚染廃棄物に関する安全対策検討会」などで審議し、

クは0.1～0.2μmにあると記載されている。粒径が小さくなればなるほど単位質量あたりの粒子数が増大し吸入すると肺胞内まで到達し危険だ。

- ③ 回答の箇所「廃棄物の投入と排出に時間差があり、同一の物質の変化としては比較できないなどの課題がある」として宮古市民（社会医学専門）の方の研究を排除している。しかしこの研究は長期間の公的データを統計学的処理をして求めたものであり、資源循環学会で発表されたものである。そのどこに間違いがあるのかご本人から確認をする必要があるのではないかと。行政はおかしい場合はしっかりと論拠を明らかにし真偽を明らかにするべきでないか。

#### IVについて

①～③で大規模疫学調査結果世界的にも権威ある米科学アカデミーによるBEIRVII（放射線は微量でも危険）、ウクライナ政府、英国環境医学会報告書を基に放射能汚染物の焼却の危険性について尋ねたが、原子力推進国際

Future」によると被曝した親から生まれた慢性疾患のある子ども  
の割合は1992年には約2割ですが、2008年には約8割に増加し  
ており深刻な事態が報告されています。

遺伝的障害が現れはじめ、日本の未来を暗示していると思われ  
ます。この事実に対する見解をお知らせください。

③ 英国環境医学学会第4次報告書「ごみ焼却炉の健康に対する影  
響」\*c) には

微小粒子の危険性が指摘されています。加えて「イギリスには  
放射能汚染物質も焼却するごみ焼却炉があり、放射性微粒子を  
排出している。呼吸により体内に入った放射性物質はα線及び  
β線を放射することになる。体外から放射されるα線β線の危  
険性は低いですが、体内からの放射は強力な破壊力を生じる。この  
ような体内被曝の危険性に関する学術研究は行われていな  
い。」「一般的に使用されているバグフィルターはPM2.5の5～  
30%をブロックするが、PM0.1はブロックすることなくフィル  
ターを素通りする」とあります。このような報告について県民  
の健康を守る立場から見解をお知らせください。

\*a) <http://sanriku.my.coocan.jp/img026.pdf>

\*b)

[http://archives.shiminkagaku.org/archives/csinewsletter\\_010\\_ukuraine\\_01.pdf](http://archives.shiminkagaku.org/archives/csinewsletter_010_ukuraine_01.pdf)

\*c) [http://www.bsem.org.uk/uploads/IncineratorReport\\_v3.pdf](http://www.bsem.org.uk/uploads/IncineratorReport_v3.pdf)  
[http://blog.goo.ne.jp/flyhigh\\_2012/e/df5d250fb06da26bd09f0943dc339f](http://blog.goo.ne.jp/flyhigh_2012/e/df5d250fb06da26bd09f0943dc339f)

複数の研究者から妥当であると客観的に評価された  
見解を採用しています。県もこの見解によっており、  
海外における個別の研究報告や研究論文の妥当性に  
ついて、県として見解を申し述べる立場にはありま  
せん。

機関であるICRPや国にとり都合のよ  
い学者や原子力研究機関の専門家に  
よる「災害廃棄物安全評価検討会」な  
どの評価された見解によるとしてい  
る。県として見解を述べる立場にない  
とは言え、県民の健康を守る立場はあ  
るのではないか。

新潟県や滋賀県はそれなりに県民の  
立場で原子力行政に発言している姿  
勢が見受けられるが・・・。

<p>V 県内ごみ焼却場における、運転時のバグフィルターの破損状況はどうなっていますか。野田市の清掃工場において2013年4月に約600本あるバグフィルター内ろ布が78本破損していたことが判明と同市のHP*a)にありました。</p> <p>*a) <a href="http://www.city.noda.chiba.jp/qa/qa-027-01.html">http://www.city.noda.chiba.jp/qa/qa-027-01.html</a></p> <p>VI 焼却は止めて、土壤に直接埋設やメタン発酵により処理したほうがベターな選択と考えられます。放射性セシウム137の半減期は30年であり、約300年で放射能が約千分の1にまで下がります。建屋でそのまま保管できなければ、ゼオライト等と共に地下に埋設し土壤とゼオライトによりセシウムを吸着固定化させ浄化する等の方式を選んだほうがより良いと思いますがどうでしょうか。</p> <p>VII 放射性物質に汚染された牧草等を焼却することは、広範囲の環境汚染の恐れがあります。広く県民の声を聞く機会（パブリックコメント、市民説明会）を設けてはどうでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">(以上)</p> <p style="text-align: center;">連絡先 三陸の海を放射能から守る岩手の会 世話人 永田文夫 〒020-0004 岩手県盛岡市山岸6-36-8 電話・FAX019-661-1002</p>	<p>Vについて 県内の焼却施設におけるバグフィルターの破損事故の報告はありません。市町村等では定期的な焼却施設の点検を通じて、ろ布の強度劣化や目詰まり防止等の対策を講じているものと認識しています。</p> <p>VIについて 上記1(1)の要望事項に対する県の見解のとおりです。</p> <p>VIIについて 上記1(2)の要望事項に対する県の見解のとおりです</p> <p style="text-align: center;"><b>【担当】</b> 環境生活部資源循環推進課 廃棄物対策担当 電話 019-629-5388 (直通) FAX 019-629-5369</p>	<p>Vについて バグフィルターが破損するとそこから排ガスが濾過されることなく素通りしばいじんが環境に放出される。野田市では13%ものろ布が破損していた。これは野田市だけの特別なことなのだろうか。</p> <p>バグフィルターは空気のパルスで頻繁に付着した煤塵をふるい落としていく。この衝撃によりバグの弱い箇所が破損することが予想される。「破損報告がないから破損はない」と単純には言えるのだろうか。</p> <p>野田市では1月11日から漏れ始め炉を止めたのは4月6日とのこと、排ガスの煤塵が異常に増加していることがわかり破損が分かったという。この間周辺に高濃度の煤塵が降下していたことになる。本県では本当にはないのだろうか。</p> <p>VI、VII 上記1(1)(2)のコメント参照</p>
--	---	--

配布された資料

**別紙1**：岩手県内の一般廃棄物焼却施設（市町村等設置）及び除塵方式一覧

**別紙2**：県において把握している各事業所の汚染農林業系副産物の焼却量（平成26年10月末時点）

**別紙資料**：岩手県の特定一般廃棄物処理施設のモニタリング結果について（平成24年9月15日以降における市町村等の測定結果）

（平成25年2月18日現在、平成25年5月31日現在、平成25年8月31日現在、平成25年10月31日現在、平成25年12月31日現在

平成26年3月31日現在、平成26年6月30日現在、平成26年9月30日現在）

<賛同17団体>

大間とわたしたち・未来につながる会（北海道函館市）

フクシマの子どもの未来を守る家」（山形県鶴岡市）

放射能ゴミ焼却を考えるふくしま連絡会（福島県塙町）

鮫川村焼却炉問題連絡会（福島県塙町）

風下の会 福島（福島市）

脱原発の日実行委員会福島（福島市）

放射性廃棄物全国拡散阻止!3.26政府交渉ネット（東京都）

東京一般労働組合東京音楽大学分会（東京都）

さよなら原発@東村山 代表：川島治（東村山市）

いのちを守る会 代表：古畑和子（東村山市）

放射能から子どもを守りたいママの会・あま市（愛知県あま市）

滋賀県放射性チップを告発する会（滋賀県大津市）

震災復興プロジェクト近畿（大阪府八尾市）

放射能汚染ガレキ広域処理差し止め裁判原告団（大阪府大阪市）

原発やめよう/つながろう関西・マダム会議(大阪府大阪市)

ストップ原発大阪（大阪府大阪市）

放射能から子どもと未来を守る市民の会(大阪府大阪市)